

制定	平成 10 年	3 月 15 日
改正	平成 12 年	8 月 1 日
改正	平成 15 年	4 月 1 日
改正	令和 5 年	1 月 1 日
改正	令和 5 年	5 月 26 日
改正	令和 6 年	6 月 1 日

1 建設副産物適正処理実施要領

第 1 章 総則

第 1 目的

この要領は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

この要領は、広島県土木建築局の所掌する建設工事に適用する。

第 3 用語の定義

この要領に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設副産物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- 一 建設副産物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 熱回収ができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 木材が廃棄物となったもの
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源等を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物等の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「受注者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。

- (23) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、受注者及び下請負人をいう。
- (24) 「建設業者」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (25) 「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律 第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (26) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第 4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物の適正な分別を図るとともに、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前 3 号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第 2 章 関係者の責務と役割

第 5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。
発注者は、発注に当たっては、受注者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。
- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルール適用に努めなければならない。

第 6 受注者の責務と役割

- (1) 受注者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の

工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設副産物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- (2) 受注者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設副産物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設副産物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより管理体制を整備し、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設副産物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を、責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- (4) 受注者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、受注者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設副産物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設副産物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設副産物の処理を行う者は、建設副産物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

一 事前調査の実施

発注者から直接受注しようとする者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

発注者から直接受注しようとする者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

発注者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

発注者及び受注者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前通知

発注者は、工事着手の前日までに、当該建設工事が施工される区域を所轄する市町村長へ通知する。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者へ説明した事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

八 施工計画の作成

受注者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。
建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。
建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、

工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

受注者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第 10 事前調査の実施

発注者から直接受注しようとする者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第 11 受注者による分別解体等の計画の作成

(1) 計画の作成

発注者から直接受注しようとする者は、対象建設工事においては、第 10 の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設副産物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設副産物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号。以下「分別解体等省令」という。）第 2 条第 2 項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表 1）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表 2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表 3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

新築工事等においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程ごとの作業内容
- 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

(2) 発注者への説明

発注者から直接受注しようとする者は、発注者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

第12 工事の発注及び契約

(1) 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設副産物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

(2) 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

受注者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者による通知

対象建設工事の発注者は、工事に着手する日の前日までに、当該建設工事が施工される区域を管轄する市町長等へ通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者へ説明した事項を告げなければならない。

(3) 受注者による施工計画の作成

受注者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。

施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第 14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 受注者は、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより管理体制を整備するとともに、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策を適切に実施しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

また、受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第 15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の受注者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、受注者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した建設工事の完成後速やかに、実施状況を虚偽なく記録するものとし、その実施状況を発注者に報告するものとする。また、その実施状況の記録を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者及び受注者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法を選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者及び受注者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場と建設発生土情報交換システム等を活用して連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

受注者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう適正な分別を図らなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運搬

受注者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第 19 受入地での埋立及び盛土

発注者、受注者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第 20 搬出に関する関係法令の手続きの確認

(1) 搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成する。

一 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 7 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

二 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という）第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること

イ 当該行為が盛土規制法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

三 前 2 号に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

(2) 発注者に対する説明

受注者は、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）の作成後速やかに発注者に提出するとともに、その内容を説明するものとする。

(3) 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知する。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知する。

(4) 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

(5) 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

第 21 搬出先に対する受領書の交付請求等

(1) 搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- 一 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- 二 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- 三 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- 四 建設発生土の搬出量
- 五 建設発生土の搬出が完了した日

(2) 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

(3) 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

第 22 最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第 21 (1) の一から五に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 第 21 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 5 章 建設廃棄物

第 23 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る

分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 受注者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。

(4) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第 24 排出の抑制

発注者、受注者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第 25 処理の委託

受注者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第 26 運搬

受注者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第 27 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、受注者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）で定められた距離（50 km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 受注者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。

第 28 最終処分

受注者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第 6 章 建設廃棄物ごとの留意事項

第 29 コンクリート塊

(1) 対象建設工事

受注者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

受注者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第 30 アスファルト・コンクリート塊

(1) 対象建設工事

受注者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

受注者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第 31 建設発生木材

(1) 対象建設工事

受注者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第 27(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない

(2) 対象建設工事以外の工事

受注者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

受注者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

受注者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) CCA処理木材の適正処理

受注者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第 32 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の推進

受注者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

第 33 廃プラスチック類

受注者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第 34 廃石膏ボード等

受注者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの

製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第 35 混合廃棄物

- (1) 受注者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 受注者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を 5 %以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第 36 特別管理産業廃棄物

- (1) 受注者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、飛散性アスベスト、P C B廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第 37 特殊な廃棄物

- (1) 受注者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

第 38 積算基準

建設副産物の処分に係る積算基準は別途定める。

制定	昭和56年	2月17日
改正	昭和60年	3月6日
改正	昭和62年	4月6日
改正	平成元年	3月17日
改正	平成4年	4月24日
改正	平成7年	4月1日
改正	平成9年	7月1日
改正	平成10年	3月15日
改正	平成12年	8月1日
改正	平成15年	4月1日
改正	平成17年	8月1日
改正	平成20年	5月20日
改正	令和4年	6月1日
改正	令和8年	8月1日

1-1 建設発生土処分経費積算基準

1 適用範囲

広島県土木建築局の所掌する建設工事（港湾、漁港の海上工事を除く。）から発生する建設発生土について適用する。

2 建設発生土の処分方針

建設発生土の処分方針については、「建設副産物適正処理実施要領」のとおりとする。

3 建設発生土の処分方法

建設発生土の処分方法については、現場内利用等により搬出量を抑制した上で、「指定処分（A）」によることを原則とし、発注時、特記仕様書（別紙参照）に明示する。

なお、処分先を指定する際は、処分先における受入可能条件等の事前確認や公共工事土量調査を活用した調整等を十分に行い、発注者の責務として処分先の指定に努めること。

やむを得ず、当初設計時に処分先をあらかじめ確定できない場合は「指定処分（B）」とすることができるものとする。

(1) 現場内利用等

建設工事の施工に際しては、適切な工法の選択等により建設発生土の発生量を抑制するとともに、現場内利用等により建設発生土の搬出量の抑制に努めること。

なお、現場内利用等には、当該工事に近接し密接に関係する工事で、次の項目を満たす工事を含むものとする。

ア 埋立て後の跡地利用及び当該土地の所有者が明確で、土地の売却等が目的でないこと。

イ 原則として現況地目変更を伴わず、特定の土地所有者に著しい利益を与えることがないこと。

ウ 埋立て後の土砂の崩壊や流出などの公衆災害防止、環境対策についての対策がなされていること。

エ その他法令上の問題がないこと。

(2) 指定処分（Ａ）

発注時に、特記仕様書（別紙参照）へ処分場所、片道運搬距離及び処分条件等を明示し、次のとおり指定する場所に処分するものをいう。

指定処分先については、受注者の都合による変更は行わないものとするが、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により指定処分先への搬入が困難となった場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

やむを得ない事情とは、指定処分先の受入中止が判明した又は設計時に見込んでいた処分費では受入不可であることが判明した等をいい、これらの事情を把握した場合は、速やかに技術企画課へ連絡すること。

ア 公共工事、民間工事又はストックヤードへの流用

「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」を通じた公共工事土量調査及び民間工事処分先一覧表等の利用により、土量、土質及び搬出時期等を調整し、他の公共工事、民間工事又はストックヤードを流用先とする。

(ア) 公共工事

国、県、市町、公社、事業団等の機関が発注する工事

(イ) 民間工事

民間工事流用先一覧表に登録されている民間工事、ＪＲ西日本や西日本高速道路（株）など公共性・公益性が高い民間事業者が発注する工事

(ウ) スtockヤード

公共工事発注者が管理している建設発生土の仮置場

イ 公の関与する埋立地、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地への搬出

上記アによりがたい場合には、運搬費と処分費の合計を経済比較し、次のうち安価なものを処分先とする。

なお、受入条件及び受入可能容量等について、事前に把握しておくこと。

(ア) 公の関与する埋立地

県又は市町等が事業主体となり建設し、跡地が公の関与する事業に利用される埋立地

(イ) 建設発生土リサイクルプラント

「建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要領」に基づき、建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設で、建設発生土を受け入れ、土砂・骨材等を適正に再生し、販売等を目的に施設から再生材を搬出する施設

(ウ) 建設発生土受入地

「建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要領」に基づき、建設発生土処分先一覧表に掲載されている施設で、建設発生土を受け入れ、埋立を目的としている施設

ウ 不良土の処理

不良土の場合は、必要に応じて改良処理を行い、資材として再利用又は最終処分場に搬入する等、指定処分を行うものとする。

(3) 指定処分（Ｂ）

指定処分（Ｂ）は、当初設計時に処分先をあらかじめ確定できない場合のみとし、原則と

して採用しない。やむを得ず採用する場合は、事前に事業主管課及び技術企画課と協議するものとする。

当初設計において、想定した片道運搬距離及び処分費を特記仕様書（別紙参照）に明示して発注し、契約後、受注者と協議により処分先を指定する。

また、関係法令上問題がないこと、防災措置や周辺環境への対策等に適正な措置がなされていることを監督職員が確認し、必要に応じて受注者の指導を行うものとする。

(4) その他

ア 多量の建設発生土が予想される工事

多量の建設発生土が予想される工事（特に10,000m³以上）については、次のことについて検討し、事前に事業主管課及び技術企画課と協議するものとする。

(ア) 埋立地の建設

発注者が設計時に市町等と調整を行い、跡地が公の関与する事業に利用される埋立地を、発注者自らが建設し処分先とする。

(イ) 建設発生土処分場の建設

発注者が関係法令の整理並びに地元関係者及び関係機関等と調整を行い、発注者自らが借地等により用地を確保し、発生土処分場を建設する。

イ 建設発生土の売却

建設発生土の性状が、売却が見込めるものである場合は売却について検討し、事前に事業主管課及び技術企画課と協議するものとする。

4 建設発生土の処分経費の積算

(1) 運搬費

ア 指定処分（A）

運搬距離は、原則として50kmまでとし、特記仕様書（別紙参照）へ運搬距離を明示する。

運搬費は、特記仕様書に明示した運搬距離に基づき積み上げて積算するものとする。

なお、契約後、現場条件の変更や発注者のやむを得ない理由により処分先を変更するときは、発注者と受注者が協議した上で、実状に合わせて距離の変更を行うものとする。

また、運搬費は発生側の工事費に計上するものとする。

イ 指定処分（B）

当初設計時には、別途定める運搬費を計上する。契約後、受注者と協議により処分先を指定し、実状に合わせて距離の変更を行うものとする。

(2) 処分費

ア 指定処分（A）

(ア) 「公共工事、民間工事又はストックヤードへの流用」の処分費は原則として計上しない。

(イ) 「公の関与する埋立地」、「建設発生土リサイクルプラント」及び「建設発生土受入地」の処分費は、別途定める。

イ 指定処分（B）

当初設計時には、別途定める処分費を計上する。契約後、受注者と協議して処分先を指定し、実状に合わせて処分費の変更を行うものとする。なお、監督職員は、実際に要した処分費を証明する資料（受入伝票、写真等）の提出を求め確認すること。

また、指定処分（B）の処分費とは、用地費又は借地費、補償費、防災工事費及び整地費等の費用をいう。

(3) その他

ア 島しょ部

島しょ部については、原則として、フェリー等を利用しない条件で処分先を検討するものとする。

イ 海上運搬

埋立権者との協議により、発生土を海上運搬する必要がある場合は、仮置場所及び積出し施設等について調整を行うとともに、事業主管課及び技術企画課と協議するものとする。

5 附則

- 1 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和8年8月1日改正については、令和8年8月1日から施行する

特記仕様書の例示（緑の字句は、工事によって変更して記載すること）

【指定処分（A）：他の公共工事又は民間工事への搬出】の場合

当該工事により発生する建設発生土は、次の指定地に搬出するものとする。

搬出場所 （相手先工事名、場所等を明示する）

受入条件 （受入れ時間等、相手工事先の条件を明示する）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

【指定処分（A）：ストックヤードへの搬出】の場合

当該工事により発生する建設発生土は、次の指定地に搬出するものとする。

搬出場所 （仮置場の名称、場所等を明示する）

建設条件 （受入れ時間等、受入先の条件を明示する）

【指定処分（A）：他の公共工事又は民間工事への搬出】の場合

当該工事により発生する建設発生土は、次の指定地に搬出するものとする。

搬出場所 （埋立地の名称、場所等を明示する）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

【指定処分（A）：建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出】の場合

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 （リサイクルプラント又は受入地の施設名、場所等を明示する）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

【指定処分（B）】の場合

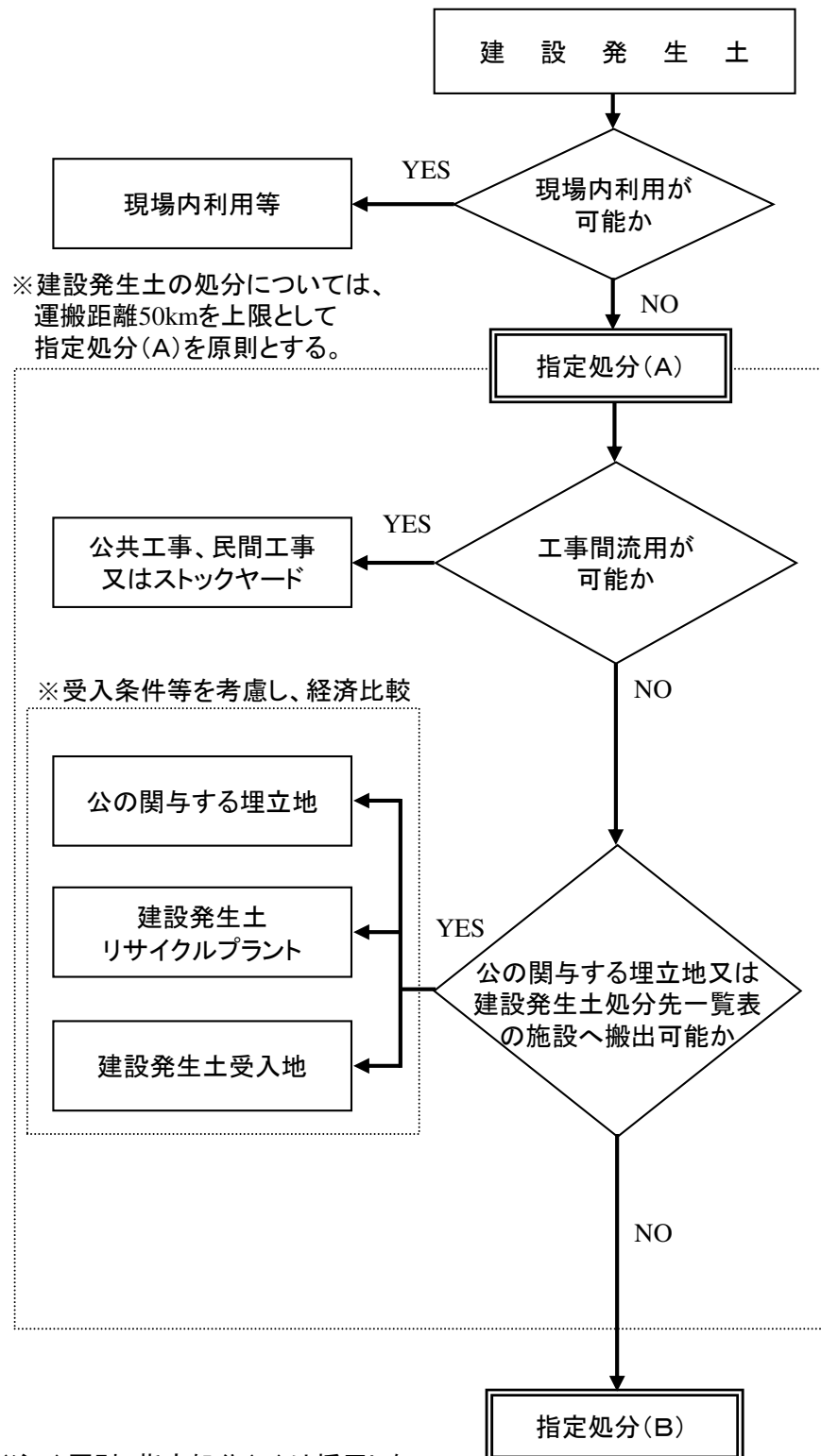
当該工事により発生する建設発生土の処分先については、次の処分先条件を想定している。

搬出距離 ○○ k m

受入費用 ○○○円/m³

なお、処分先については、発注者と受注者が協議の上、別途決定するものとし、設計変更の対象とする。

建設発生土処理フロー図



(注1) 原則、指定処分(B)は採用しない。
やむを得ない場合は、事業主管課
及び技術企画課と協議すること。

(注2) 建設発生土が多量に発生する大規模事業等で、
このフロー図により難しい場合は、事業主管課及び
技術企画課と協議すること。

(注3) やむを得ない事情(指定処分先の受入中止が
判明した又は設計時に見込んでいた処分費では
受入不可である事実が証明された等)を把握した
場合は、速やかに技術企画課へ連絡すること。

制定	昭和56年	2月17日
改正	昭和60年	3月6日
改正	昭和62年	4月6日
改正	平成元年	3月17日
改正	平成4年	4月24日
改正	平成7年	4月1日
改正	平成9年	7月1日
改正	平成10年	3月15日
改正	平成12年	8月1日
改正	平成15年	4月1日
改正	平成20年	5月20日
改正	令和8年	8月1日

1－2 建設廃棄物処分経費積算基準

1 適用範囲

広島県土木建築局の所掌に属する建設工事から発生する建設廃棄物について適用する。

2 建設廃棄物の処分方針

建設廃棄物の処分方針については、「建設副産物適正処理実施要領」のとおりとする。

3 各建設廃棄物の処分方法

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理フロー図)

ア 現場内で中間処理し、資材として利用（いわゆる「自ら利用」）する。これにより難しい場合は、「再生利用指定制度（個別指定）」あるいは「再資源化施設への搬入」による処理について経済比較を行い、再生利用に努めるものとする。

イ 「自ら利用」、「再生利用指定制度（個別指定）」により再生利用する場合は、工事目的物の品質を満足するように中間処理（粒径処理等）を行い、埋戻材、置換材、基礎材、裏込め材としての利用を図るものとする。

ウ 既設アスファルト舗装の維持修繕に当たっては、舗装廃材をほとんど発生させることのない路上再生路盤工法、路上表層再生工法等の採用により現場外への搬出量の抑制に努めるものとする。

(2) 建設汚泥（建設汚泥処理フロー図）

ア 建設汚泥とは、中国地方建設副産物対策連絡委員会が発行する「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年5月）」の「1.4 建設汚泥の取扱い」を参照。

イ 建設汚泥と判定した発生土は、「自ら利用」、「有償売却」、「委託処理（再資源化施設）＋有償売却」、「再生利用指定制度（個別指定）」による処理について経済比較を行い、再生利用に努めるものとする。

ウ 再生利用する場合は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月12日国官技第46号）による。

なお、「再生利用指定制度（個別指定）」により他の工事で利用する場合は、発注時、特記仕様書（別紙参照）に明示する。

エ 「自ら利用」や「再生利用指定制度（個別指定）」により「処理土」として又は「有償売却」として再生利用する場合は、「環境基本法に基づく土壤環境基準」及び「土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準」に適合するよう処理するとともに、「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日 国官技第50号）」に基づき、利用先の構造物の機能、品質の確保及び生活環境の保全に留意しなければならない。

なお、「土壤環境基準」に適合する場合であっても処理の過程で有害物質が発生することが懸念される場合には、別途、その安全性について確認するものとする。

(3) 建設発生木材（建設発生木材処理フロー図）

ア 建設発生材について、一般廃棄物か産業廃棄物かを判定する。

イ 一般廃棄物として扱う場合、「自ら利用」により現場内で中間処理し、資材として再生利用に努めるものとする。

これにより難しい場合は、「自ら利用」あるいは「再生利用指定制度（個別指定）」を活用し、現場外で資材として利用するか、一般廃棄物処理業の再資源化施設への搬入について経済比較する。

これらの処理が不可能な場合は、地元市町の処理施設へ最終処分する。

なお、一般廃棄物としての「再生利用指定制度（個別指定）」の指定者は地元市町長となる。

ウ 建設廃棄物として扱う場合、「自ら利用」により現場内で中間処理し、資材として再生利用に努めるものとする。これにより難しい場合は、「自ら利用」あるいは「再生利用指定制度（個別指定）」を活用し、現場外で資材として利用するか、産業廃棄物処理業の再資源化施設への搬入について経済比較する。

これらの処理が不可能な場合、又は50kmの範囲内に産業廃棄物処理業の再資源化施設が無い場合は焼却処理施設（単純）に搬入することを原則とし、管理型最終処分場への最終処分は行わないものとする。

なお、産業廃棄物としての「再生利用指定制度（個別指定）」の指定者は、県知事、政令市長（広島市、呉市、福山市）となる。

エ 災害時における流木等の処理については、「災害による流木等処理に係る対応方針」（平成18年6月21日付け通知）によるものとする。

(4) 建設混合廃棄物（建設混合廃棄物処理フロー図）

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物（金属くず、ガラスくず、及び陶磁器くず等）※1とそれ以外（木くず、紙くず等）が混在している建設混合廃棄物の処理は、選別等を行う中間処理施設を活用した再利用の促進に努めなければならない。

なお、建設混合廃棄物は、総体として管理型最終処分場において適切に処理しなければならないが、安定型産業廃棄物を選別（手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法による）し、選別した廃棄物の熱しゃく減量※2を5%以下とした場合は、安定型産業廃棄物として取り扱うことができる。

※1 安定型産業廃棄物の判断は、別紙「建設副産物の具体例」参照。

※2 熱しゃく減量とは、対象物を強熱したときの重量減少率を表す値で、試料を乾燥機等により $105^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ で十分乾燥させた後、電気炉を用いて $600^{\circ}\text{C}\pm 25^{\circ}\text{C}$ で3時間強熱した値。

ア 現場内で再資源化可能物と産業廃棄物とに分別する。

再資源可能な産業廃棄物は、各種類別処理フローにより処理又は再資源化施設に搬入する。

その他の産業廃棄物は、安定型産業廃棄物とそれ以外に分別する。分別した安定型産業廃棄物にうち、熱しゃく減量が5%以下のものについては安定型最終処分場に搬入し、それ以外は管理型最終処分場に搬入する。

また、安定型以外の産業廃棄物は管理型最終処分場に搬入する。

イ 中間処理施設に搬入が可能な場合は、中間処理施設に搬入する。

現場内での分別や中間処理施設に搬入できない場合は、管理型最終処分場に搬入する。

4 建設廃棄物の処分経費の積算

建設廃棄物の処理費用（運搬費を含む処分費）は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した施設のうち、受入条件が合うものの中から運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるところを処分先とする。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しないものとする。

(1) 運搬費

処理フローにより決定した処分先の運搬距離に基づき、積み上げて積算するものとする。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により処分先への搬入が困難となった場合は、発注者と受注者が協議した上で、実情に合わせて距離の変更を行うものとする。

(2) 処分費

ア 処理フローにより決定した処分先の処分費を計上する。

イ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化施設への処分費は、「再資源化施設一覧表（参考資料）」に示す。

ウ 「再資源化施設一覧表（参考資料）」に掲載のない建設廃棄物の処分費については、再資源化施設、中間処理場又は安定型、管理型、遮断型のそれぞれの処分場の見積りによる。

(3) その他

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を再資源化施設に搬入する場合の最大粒径は30センチメートルとする。

イ 廃棄物の収集・運搬及び処理については、適正に処理されたことをマニフェスト、写真等により確認を行うこと。

5 当面の運用について（リサイクル原則化ルール）

当面、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日 国官技第47号）に基づき、次の運用を行うこととするが、この場合、経済性にかかわらず実施する。

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する（個別指定制度による工事間流用は除く）。

(2) 建設発生木材

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、又は次の全ての条件を満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）を行った上で、最終処分することができる。

- ア 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両において、通行する道路が整備されていない場合
- イ 縮減を行うための運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

(3) 建設汚泥

建設工事に伴い発生した建設汚泥を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として次のいずれかの方法をとる。

- ア 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する（搬出元の工事現場又は搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る）。
- イ 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用するため、再資源化施設に搬出する。
- ウ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する。
- エ ただし、次の場合においては上記ア、イ及びウによらず、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。
 - (ア) 上記ア及びウにおいて、工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合
 - (イ) 上記イにおいて、再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が、50kmを超える場合
 - (ウ) 他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合

附則

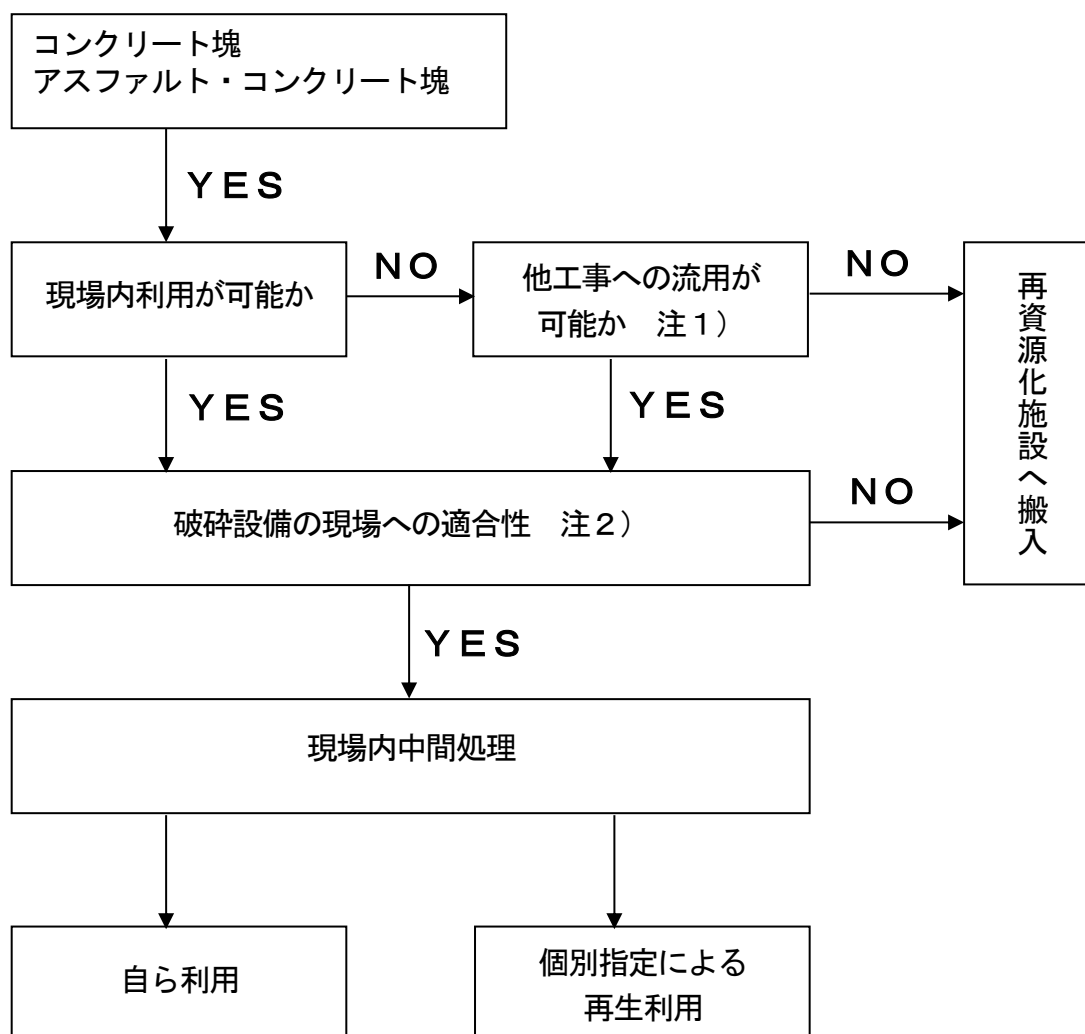
- 1 令和8年8月1日改正については、令和8年8月1日から施行する。

建設汚泥等の例（工事間流用の場合）

本工事により発生する建設汚泥は、次の工事場所に「個別指定制度」を利用し再資源化を図ること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事場所 | 〇〇町〇〇番地 |
| (2) 運搬距離 | 〇〇 k m |
| (3) 搬出条件 | 受入側の条件を満足するよう、必要な改質処理を行うこと。 |
| (4) 報告書等 | 「建設汚泥の再生利用に関する再生利用に関するガイドライン」に従い、建設汚泥・処理方法の計画書（報告書）等、必要書類を作成すること。 |

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理フロー図



自ら利用又は個別指定の場合、利用箇所の要求する品質を満足させる必要がある。

- ・アスファルト舗装要綱
- ・プラント再生舗装技術指針
- ・コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準
- ・発生土利用マニュアル
- ・道路土工指針
- ・土木工事共通仕様書
- ・広島県道路事業設計要領
- ・JIS等及びその他関係基準書 等

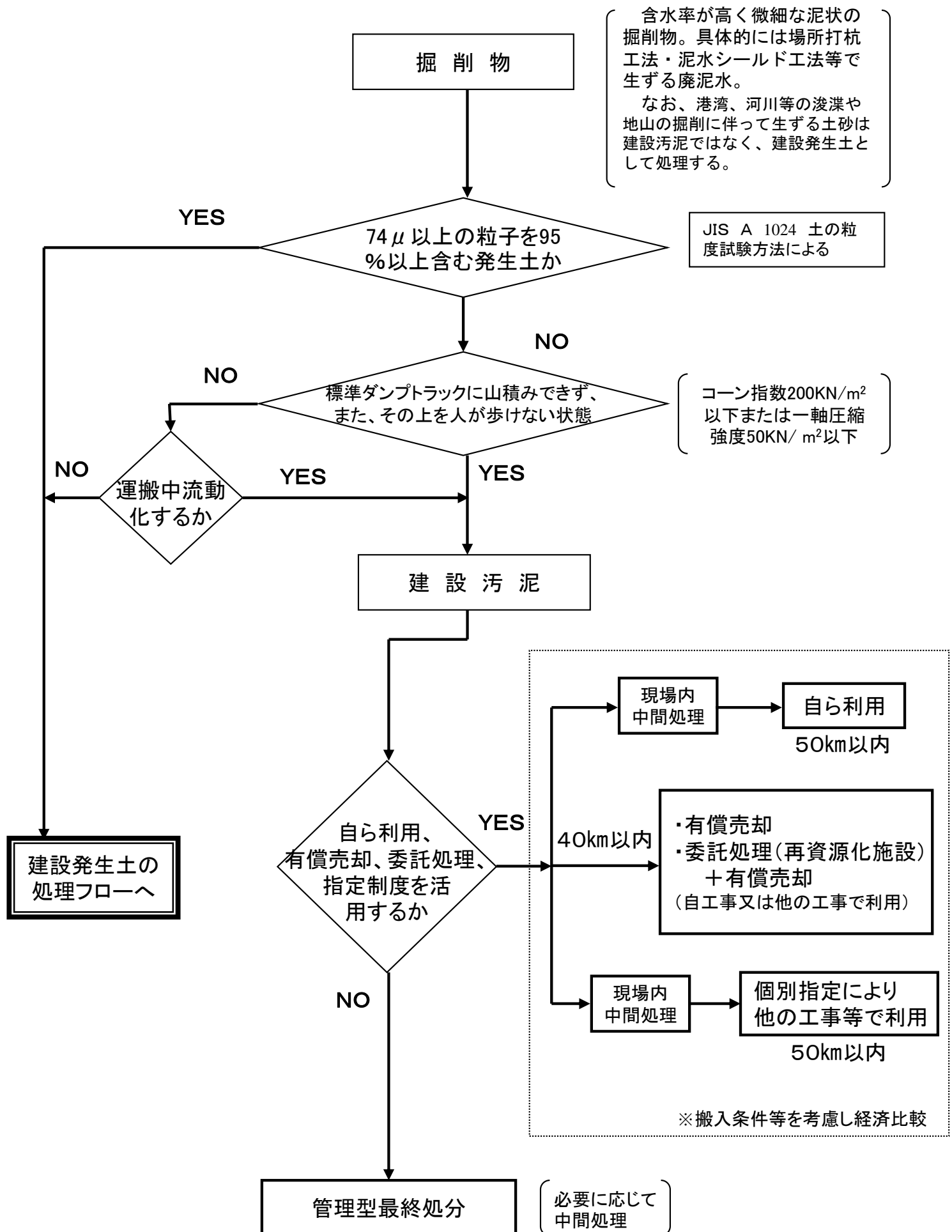
注1)「再資源化施設へ搬入」と経済比較を行う。

注2)破碎施設の現場への適合性の確認。

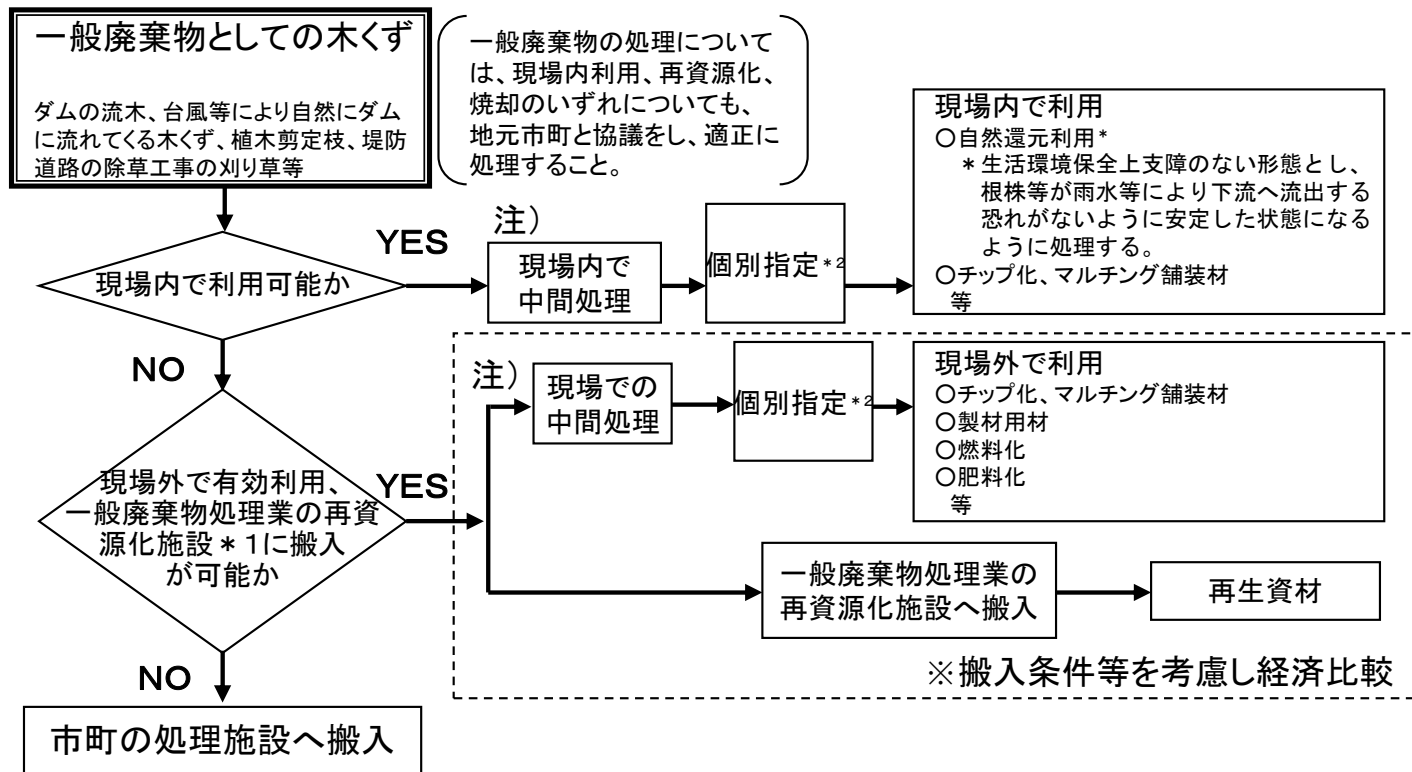
○現場内に破碎施設が設置可能かどうか。

○破碎工程が工事の工程に及ぼす影響はどうか。

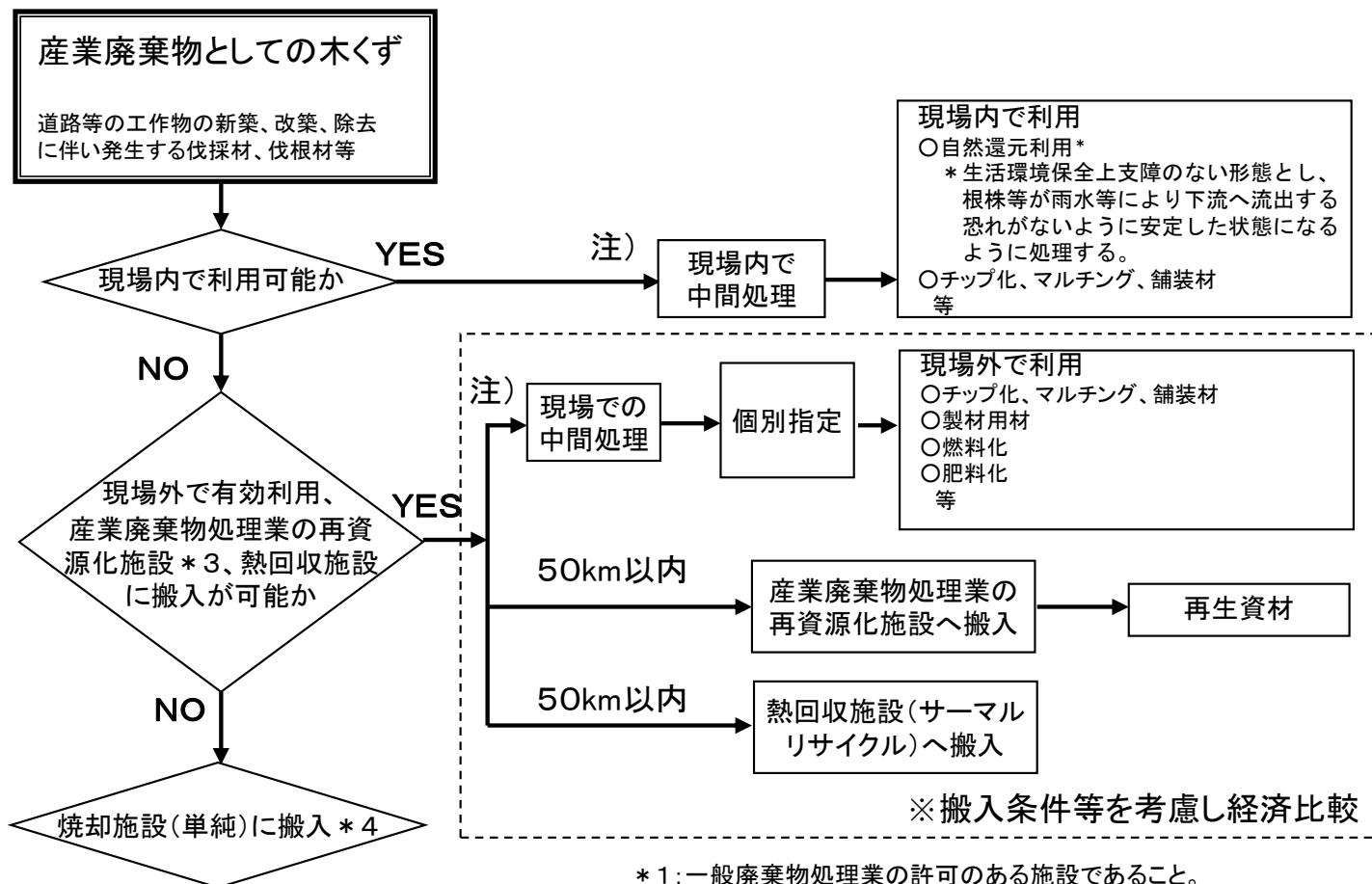
建設汚泥処理フロー図



建設発生木材処理フロー図



- ・市町によっては受入れられない場合があるので、事前に確認すること。
- ・市町の処理施設に搬入する場合は事前協議(受入れ条件・費用等)すること。



注) 破碎施設の現場への適合性の確認
○現場内に破碎施設が設置可能かどうか。
○破碎工程が工事の工程に及ぼす影響はどうか。

- *1: 一般廃棄物処理業の許可のある施設であること。
- *2: 一般廃棄物の個別指定は、地元市町長の認可となる。
- *3: 県内(R8.8現在、広島市、呉市、福山市は除く。)においては「一般指定」されており、無償で引き取り、再資源(燃料、肥料、建材の製造)として指定された用途に利用される場合、産業廃棄物処理業の許可等は必要ない。
- *4: 産業廃棄物処理業の許可のある施設であること。

建設混合廃棄物処理フロー図

